

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5589119号  
(P5589119)

(45) 発行日 平成26年9月10日(2014.9.10)

(24) 登録日 平成26年8月1日(2014.8.1)

(51) Int.Cl.

F 1

GO6Q 20/14	(2012.01)	GO6Q 20/14
GO6Q 20/32	(2012.01)	GO6Q 20/32
GO6Q 30/02	(2012.01)	GO6Q 30/02 150
GO6Q 30/04	(2012.01)	GO6Q 30/04

請求項の数 3 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2013-116155 (P2013-116155)	(73) 特許権者	000102728 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
(22) 出願日	平成25年5月31日(2013.5.31)	(74) 代理人	110001634 特許業務法人 志賀国際特許事務所
(62) 分割の表示	特願2008-93099 (P2008-93099) の分割	(72) 発明者	宇宿 浩隆 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会 社エヌ・ティ・ティ・データ内
原出願日	平成20年3月31日(2008.3.31)	(72) 発明者	井上 陽介 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会 社エヌ・ティ・ティ・データ内
(65) 公開番号	特開2013-164882 (P2013-164882A)	(72) 発明者	荻原 敬宏 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会 社エヌ・ティ・ティ・データ内
(43) 公開日	平成25年8月22日(2013.8.22)		
審査請求日	平成25年5月31日(2013.5.31)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】決済管理装置、決済管理プログラム及び決済管理方法

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

利用者が操作する携帯端末装置と接続され、請求書に基づく決済を行うためのシステムを構成するものであって、

請求書に記された情報コードを読み取ることで生成された請求書情報を携帯端末装置から受信する請求書情報受信手段と、

受信した請求書情報に基づき、決済に伴って発生する手数料の情報を含む決済内容の表示と、広告情報の伝送の可否を示す選択情報を入力するための表示とを、前記携帯端末装置に行わせ、入力された選択情報を前記携帯端末装置から受信する選択情報受信手段と、

受信した選択情報に基づき、一方、広告情報の伝送が可とされている場合には、前記請求書情報に基づく広告情報を伝送させるための所定の処理を行うとともに、広告情報を伝送させたときの手数料の情報を含む決済内容を前記携帯端末装置に表示させ、かつ、決済に伴う手数料の負担先を広告主として前記請求書情報に基づく決済のための処理を行い、他方、広告情報の伝送が不可とされている場合には、決済に伴う手数料を加算して前記請求書情報に基づく決済のための処理を行う管理手段と、

を具備し、

前記管理手段が、前記選択情報によって広告情報の伝送が可とされている場合に、自装置とは別のサイトに遷移させて、その別のサイトに保存されている、前記請求書情報に基づく広告情報を前記携帯端末装置で閲覧させるものであり、前記別のサイトに遷移させる際に、その遷移先へのリンク情報に、前記請求書情報が示す請求金額のランクを示す情報

を付加することを特徴とする決済管理装置。

【請求項 2】

利用者が操作する携帯端末装置と接続され、請求書に基づく決済を行うためのシステムを構成する決済管理装置において、

請求書に記された情報コードを読み取ることで生成された請求書情報を携帯端末装置から受信する請求書情報受信過程と、

受信した請求書情報に基づき、決済に伴って発生する手数料の情報を含む決済内容の表示と、広告情報の伝送の可否を示す選択情報を入力するための表示とを、前記携帯端末装置に行わせ、入力された選択情報を前記携帯端末装置から受信する選択情報受信過程と、

受信した選択情報に基づき、一方、広告情報の伝送が可とされている場合には、前記請求書情報に基づく広告情報を伝送させるための所定の処理を行うとともに、広告情報を伝送させたときの手数料の情報を含む決済内容を前記携帯端末装置に表示させ、かつ、決済に伴う手数料の負担先を広告主として前記請求書情報に基づく決済のための処理を行い、他方、広告情報の伝送が不可とされている場合には、決済に伴う手数料を加算して前記請求書情報に基づく決済のための処理を行う管理過程と

をコンピュータを用いて実行するための記述を含む決済管理プログラムであって、

前記管理過程が、前記選択情報によって広告情報の伝送が可とされている場合に、自装置とは別のサイトに遷移させて、その別のサイトに保存されている、前記請求書情報に基づく広告情報を前記携帯端末装置で閲覧させるものであり、前記別のサイトに遷移させる際に、その遷移先へのリンク情報に、前記請求書情報が示す請求金額のランクを示す情報を付加することを特徴とする決済管理プログラム。

【請求項 3】

利用者が操作する携帯端末装置と接続され、請求書に基づく決済を行うためのシステムを構成する決済管理装置において、

請求書に記された情報コードを読み取ることで生成された請求書情報を携帯端末装置から受信する請求書情報受信過程と、

受信した請求書情報に基づき、決済に伴って発生する手数料の情報を含む決済内容の表示と、広告情報の伝送の可否を示す選択情報を入力するための表示とを、前記携帯端末装置に行わせ、入力された選択情報を前記携帯端末装置から受信する選択情報受信過程と、

受信した選択情報に基づき、一方、広告情報の伝送が可とされている場合には、前記請求書情報に基づく広告情報を伝送させるための所定の処理を行うとともに、広告情報を伝送させたときの手数料の情報を含む決済内容を前記携帯端末装置に表示させ、かつ、決済に伴う手数料の負担先を広告主として前記請求書情報に基づく決済のための処理を行い、他方、広告情報の伝送が不可とされている場合には、決済に伴う手数料を加算して前記請求書情報に基づく決済のための処理を行う管理過程と、

を有し、

前記管理過程において、前記選択情報によって広告情報の伝送が可とされている場合に、自装置とは別のサイトに遷移させて、その別のサイトに保存されている、前記請求書情報に基づく広告情報を前記携帯端末装置で閲覧させるものであり、前記別のサイトに遷移させる際に、その遷移先へのリンク情報に、前記請求書情報が示す請求金額のランクを示す情報を付加することを特徴とする決済管理方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、公共料金等の決済を、携帯電話等の携帯端末装置を用いて行う際に用いて好適な決済管理装置、決済管理プログラム及び決済管理方法に関する。

【背景技術】

【0002】

公共料金等の請求書に印刷されたバーコードを、カメラ付き携帯電話を用いて読み取って、電子決済するための技術がある（例えば特許文献1参照）。このようなシステムを利

10

20

30

40

50

用することにより、ユーザは、金融機関やコンビニエンスストア等に出向くことなく、支払いを済ませることができる。

一方、利用者向けに広告を表示させることによって利用者の手数料負担を軽減させる仕組みも提案されている（特許文献2参照）。特許文献2に記載されている手数料等代理決済システムでは、ATM（現金自動預け払い機）等の操作端末に、金融手続用の画面と、代理決済用広告画面／インターネット接続用画面とが設けられている。そして、金融手続によって手数料が発生する場合で利用者が希望するときには、利用者がそこに表示される広告を見ることで、その広告を配信する提供業者が手数料を負担するようになっている。

【先行技術文献】

【特許文献】

10

【0003】

【特許文献1】特開2007-323613号公報

【特許文献2】特開2004-62415号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上記特許文献1において、公共料金等請求書を収納する場合、一般的には収納企業が収納金融機関へ手数料を支払う事となる。しかし、金融機関が提示する手数料額と収納企業が支払い可能とする手数料額が一致せず、このような便利なシステムの普及が進まないケースが多い。利便性を享受する利用者に手数料を全額または一部負担させるという事も、一部の企業では実施されているが、利用者の負担となるため、利用が伸びない事となる。

20

【0005】

一方、上記特許文献2に記載されているシステムでは、ATMに設けられた操作子や表示装置を用いて振り込み等の支払い処理のための操作や配信された広告情報の表示が行われる。これに対して携帯電話等の携帯端末装置では、それと比較して、操作子の数や種類は限定され、また、表示画面もかなり小さくなる。そのため、小さな表示画面で有効な広告情報の提供を行えるようにする工夫が必要となったり、小さな表示画面や限定された操作子を用いて、利用者の意図に応じた広告情報の表示や非表示の設定が簡便に行えるようにする工夫が必要となったりする。しかし、携帯電話等の携帯端末装置を用いて広告情報の配信による振込手数料等の手数料の一部又は全部の代理決済を行うシステムあるいは方法はこれまでのところ十分検討されていなかった。

30

また、特許文献2に記載されているシステムは、金融機関において「チャネルでの広告表示機能」「広告配信を管理する機能」「代理決済判定に伴う引き落とし制御」等の対応が必要となり、多数の金融機関で採用できる仕組みではなかった。

【0006】

本発明は、上記の事情に鑑みてなされたものであり、携帯電話等の携帯端末装置を用いて広告情報の配信による振り込み手数料等の手数料の一部又は全部の代理決済を行う際に、利用者による操作の簡単化を図り、金融機関のシステムを改造することなく、また、広告情報表示の有効性を維持することができる決済管理装置、決済管理プログラム及び決済管理方法を提供することを目的とする。

40

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記課題を解決するため、請求項1に記載の発明は、利用者が操作する携帯端末装置と接続され、請求書に基づく決済を行うためのシステムを構成するものであって、請求書に記された情報コードを読み取ることで生成された請求書情報を携帯端末装置から受信する請求書情報受信手段と、受信した請求書情報に基づき、決済に伴って発生する手数料の情報を含む決済内容の表示と、広告情報の伝送の可否を示す選択情報を入力するための表示とを、前記携帯端末装置に行わせ、入力された選択情報を前記携帯端末装置から受信する選択情報受信手段と、受信した選択情報に基づき、一方、広告情報の伝送が可とされてい

50

る場合には、前記請求書情報に基づく広告情報を伝送させるための所定の処理を行うとともに、広告情報を伝送させたときの手数料の情報を含む決済内容を前記携帯端末装置に表示させ、かつ、決済に伴う手数料の負担先を広告主として前記請求書情報に基づく決済のための処理を行い、他方、広告情報の伝送が不可とされている場合には、決済に伴う手数料を加算して前記請求書情報に基づく決済のための処理を行う管理手段と、を具備し、前記管理手段が、前記選択情報によって広告情報の伝送が可とされている場合に、自装置とは別のサイトに遷移させて、その別のサイトに保存されている、前記請求書情報に基づく広告情報を前記携帯端末装置で閲覧させるものであり、前記別のサイトに遷移させる際に、その遷移先へのリンク情報に、前記請求書情報が示す請求金額のランクを示す情報を付加することを特徴とする。

10

#### 【0008】

請求項2に記載の発明は、利用者が操作する携帯端末装置と接続され、請求書に基づく決済を行うためのシステムを構成する決済管理装置において、請求書に記された情報コードを読み取ることで生成された請求書情報を携帯端末装置から受信する請求書情報受信過程と、受信した請求書情報に基づき、決済に伴って発生する手数料の情報を含む決済内容の表示と、広告情報の伝送の可否を示す選択情報を入力するための表示とを、前記携帯端末装置に行わせ、入力された選択情報を前記携帯端末装置から受信する選択情報受信過程と、受信した選択情報に基づき、一方、広告情報の伝送が可とされている場合には、前記請求書情報に基づく広告情報を伝送させるための所定の処理を行うとともに、広告情報を伝送させたときの手数料の情報を含む決済内容を前記携帯端末装置に表示させ、かつ、決済に伴う手数料の負担先を広告主として前記請求書情報に基づく決済のための処理を行い、他方、広告情報の伝送が不可とされている場合には、決済に伴う手数料を加算して前記請求書情報に基づく決済のための処理を行う管理過程とをコンピュータを用いて実行するための記述を含む決済管理プログラムであって、前記管理過程が、前記選択情報によって広告情報の伝送が可とされている場合に、自装置とは別のサイトに遷移させて、その別のサイトに保存されている、前記請求書情報に基づく広告情報を前記携帯端末装置で閲覧させるものであり、前記別のサイトに遷移させる際に、その遷移先へのリンク情報に、前記請求書情報が示す請求金額のランクを示す情報を付加することを特徴とする。

20

#### 【0009】

請求項3に記載の発明は、利用者が操作する携帯端末装置と接続され、請求書に基づく決済を行うためのシステムを構成する決済管理装置において、請求書に記された情報コードを読み取ることで生成された請求書情報を携帯端末装置から受信する請求書情報受信過程と、受信した請求書情報に基づき、決済に伴って発生する手数料の情報を含む決済内容の表示と、広告情報の伝送の可否を示す選択情報を入力するための表示とを、前記携帯端末装置に行わせ、入力された選択情報を前記携帯端末装置から受信する選択情報受信過程と、受信した選択情報に基づき、一方、広告情報の伝送が可とされている場合には、前記請求書情報に基づく広告情報を伝送させるための所定の処理を行うとともに、広告情報を伝送させたときの手数料の情報を含む決済内容を前記携帯端末装置に表示させ、かつ、決済に伴う手数料の負担先を広告主として前記請求書情報に基づく決済のための処理を行い、他方、広告情報の伝送が不可とされている場合には、決済に伴う手数料を加算して前記請求書情報に基づく決済のための処理を行う管理過程と、を有し、前記管理過程において、前記選択情報によって広告情報の伝送が可とされている場合に、自装置とは別のサイトに遷移させて、その別のサイトに保存されている、前記請求書情報に基づく広告情報を前記携帯端末装置で閲覧させるものであり、前記別のサイトに遷移させる際に、その遷移先へのリンク情報に、前記請求書情報が示す請求金額のランクを示す情報を付加することを特徴とする。

30

#### 【発明の効果】

#### 【0010】

上記構成によれば、携帯端末装置において、決済に伴って発生する手数料の情報を含む決済内容の表示と、広告情報の伝送の可否を示す選択情報を入力するための表示とが行わ

40

50

れ、利用者がその表示に応じて入力した選択情報に基づいて、広告情報の伝送の可否が設定される。また、広告情報が携帯端末装置に伝送される際には、広告情報を伝送させたときの手数料の情報を含む決済内容が携帯端末装置において表示される。したがって、携帯端末装置において、広告情報の伝送の可否を決定する際に、十分な情報が表示されるとともに、最小限の入力操作のみで利用者の意思に応じた広告情報の表示や非表示の設定が行えるようになる。

#### 【0011】

また、広告情報を提供する別のサイトに遷移させる際に、その遷移先へのリンク情報に請求書情報が示す請求金額のランクを示す情報を付加することで、支払い金額に応じた広告情報の選択ができたり、携帯端末装置から、本文が空文の電子メールなどを送信させ、その電子メールに設定されているアドレスを宛先として送信される電子メールを用いて広告情報の伝送を行うようにすれば、電子メールを利用したより自由度の高い情報配信を行うことなどが可能となる。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0012】

【図1】本発明による決済管理システムの実施の形態における情報の流れを示すシステム図である。

【図2】図1の実施の形態におけるステップS1（請求書情報の登録）からステップS8（支払い確認画面の表示）までの一具体例（広告主企業3が管理するサイトの広告情報を提供する例）を説明するためのシステム図である。

【図3】図1の実施の形態におけるステップS1（請求書情報の登録）からステップS8（支払い確認画面の表示）までの他の具体例（モバイル決済センター2に記憶されている広告情報を提供する例）を説明するためのシステム図である。

【図4】図1の実施の形態におけるステップS1（請求書情報の登録）からステップS8（支払い確認画面の表示）までのさらに他の具体例（広告主企業3から携帯電話1へ電子メールを用いて広告情報を配信する例）を説明するためのシステム図である。

【図5】図1の実施の形態におけるステップS1（請求書情報の登録）からステップS8（支払い確認画面の表示）までのさらに他の具体例（モバイル決済センター2に登録されている広告主企業3からの広告情報とともに、支払い処理の結果を、モバイル決済センター2から携帯電話1へと電子メールを用いて送信する例）を説明するためのシステム図である。

【図6】図4又は図5に示す具体例の一部の変形例であって、携帯電話1の電子メールアドレスを会員登録情報としてモバイル決済センター2に記憶させておく際の構成及び情報の流れを説明するためのシステム図である。

#### 【発明を実施するための形態】

#### 【0013】

以下、図面を参照して本発明の実施の形態について説明する。図1は、本発明による決済管理システムの実施の形態の構成及び各構成における情報の流れを示すシステム図である。図1において、利用者が操作するカメラ付き携帯電話1は、図示していない携帯電話網やインターネット等の公衆通信網を介して、モバイル決済センターのサーバ装置2（以下、モバイル決済センター2として表す）、広告主企業のサーバ装置3（以下、広告主企業3として表す）や、銀行等の金融機関が提供するネットバンキング等のサービスを提供するサーバ装置4（以下、金融機関4として表す）に接続され、あるいは接続可能となっている。この場合、携帯電話1には、電源や通話、終話、数字キーなどの操作子群1aと、エンターキー、カーソルキー、動作状態によって「戻る」ボタンなどとして機能する操作子群1bと、表示画面1cとが設けられている。

#### 【0014】

また、図1に示す例では、金融機関4がMPN（マルチペイメントネットワーク）5を介してモバイル決済センター2に接続され、公益事業等のサービスを提供するなどして公共料金等の料金や対価を収納する収納企業のサーバ装置6（以下、収納企業6として表す

10

20

30

40

50

) が所定の通信回線を介してモバイル決済センター 2 に接続されている。また、本実施の形態では、請求書 7 は、収納企業 6 が利用者に対して発行した支払請求書であって、その内容を示す請求情報がバーコード 7 1 として請求書 7 上に印刷されている。

#### 【 0 0 1 5 】

図 1 において、モバイル決済センター 2 が、請求書 7 に基づく決済を行うためのシステムの主要な構成要素であって、本発明が特徴とする構成である、モバイル決済センター 2 は、支払情報を格納・管理する支払情報データベース 2 1 と、広告情報が格納されている U R L ( Uniform Resource Locator ) や広告情報そのものを示す画像情報などを格納・管理する広告情報データベース 2 2 とを有し、所定のプログラムによって請求書情報受信機能 2 3 、選択情報受信機能 2 4 及び管理機能 2 5 を動作・提供する。ここで、請求書情報受信機能 2 3 は、携帯電話 1 において請求書 7 に記されたバーコード、二次元バーコードなどの情報コードを読み取ることで生成されたバーコード情報 (= 請求書情報) を携帯端末装置 1 から受信する機能である。選択情報受信機能 2 4 は、受信したバーコード情報に基づき、携帯電話 1 において、決済に伴って発生する振込手数料等の手数料の情報を含む決済内容を表示させるとともに、広告情報の携帯電話 1 への伝送の可否を示す選択情報を入力するための表示を行わせた後、その表示に応じて入力された選択情報を携帯電話 1 から受信する機能である。そして、管理機能 2 5 は、受信した選択情報に基づき、一方、広告情報の伝送が可とされている場合には、広告情報を伝送させるための所定の処理を行うとともに、広告情報を伝送させたときの手数料の情報を含む決済内容を携帯電話 1 に表示させ、かつ、決済に伴う手数料の負担先を広告主企業 3 としてバーコード情報に基づく決済のための処理を行い、他方、広告情報の伝送が不可とされている場合には、決済に伴う手数料を加算してバーコード情報に基づく決済のための処理を行う機能である。

#### 【 0 0 1 6 】

また、広告主企業 3 には、U R L を用いてアクセス可能な広告情報を格納・管理する広告情報データベース 3 1 が設けられている。

#### 【 0 0 1 7 】

なお、図 1 に示す構成は、基本的な構成を示すものであり、携帯電話 1 、金融機関 4 、収納企業 6 、広告主企業 3 は、通常複数設けられている。また、モバイル決済センター 2 も複数であったり、1 つ又は複数のモバイル決済センター 2 が提供するシステムが複数のサーバに分散して配置されているものであってもよい。なお、各端末、サーバ装置は、コンピュータ及びその周辺装置とコンピュータ上で実行されるプログラムとから構成することができ、そのプログラムはコンピュータ読み取り可能な記録媒体又は通信回線を介して領布することが可能である。

#### 【 0 0 1 8 】

図 1 に示す例では、利用者が携帯電話 1 を操作することで、請求書 7 のバーコード 7 1 が携帯電話 1 によって読み取られ、続いて、モバイル決済センター 2 を利用した支払い処理 ( 決済処理 ) が行われることとする。

利用者は、携帯電話にあらかじめ格納したアプリを用いて請求書のバーコードの読み取りや、その請求書を識別するための情報のモバイル決済センターへの登録を行う ( ステップ S 1 ) 。

ステップ S 1 で、携帯電話 1 から請求書 7 による支払請求を識別するための情報を送信する際には、携帯電話 1 からモバイル決済センター 2 に対し、バーコード情報 ( 請求書 I D ( 識別符号 ) 、金額、支払い先の企業を識別する情報 ( 電気料金なら 電力など ) ) (= 請求書情報) が含まれて送信される。

#### 【 0 0 1 9 】

モバイル決済センター 2 は、請求書情報受信機能 2 3 によって携帯電話 1 からバーコード情報を受信して、支払情報データベース 2 1 に登録する。次に、選択情報受信機能 2 4 と管理機能 2 5 は、バーコード情報に基づき、決済に伴って発生する手数料の情報を含む決済内容と、広告情報の U R L とを携帯電話 1 へ送信する ( ステップ S 2 ) 。携帯電話 1 では、モバイル決済センター 2 から受信した情報に基づき、支払確認画面として、決済に

10

20

30

40

50

伴って発生する手数料の情報（例えば「手数料 80円」との表示）を含む決済内容が表示される（ステップS3）。次に、広告情報の伝送の可否を示す選択情報を入力するための画面において、「広告を見る？」などの表示が行われるとともに（ステップS4）、広告情報の伝送を許すか否かを示す選択情報（「yes」/「no」）の入力が行われる（ステップS5）。この入力された選択情報が、選択情報受信機能24によって受信される。

#### 【0020】

この例では、広告情報の伝送を可能とする選択情報「yes」の入力操作が、ステップS2で送られてきた広告URLへのアクセスの開始を指示する操作にもなるものとする。管理機能25は、選択情報受信機能24が広告情報の伝送を可能とする選択情報「yes」を受信すると、広告主企業3へのアクセスの許可を求める表示を携帯電話1で表示させ、許可された場合には携帯電話1を広告企業3へアクセスさせるために携帯電話1のブラウザ機能などを呼び出したり、選択情報が「yes」であったことを示す情報で支払情報データベース21を更新したりするという、広告情報を伝送させるための所定の処理を行う。したがって、携帯電話1は、広告主企業3の広告情報へアクセスして（ステップS6a）、携帯電話1の表示画面1cで広告情報の表示が行われる（ステップS6b）。ここで、利用者が携帯電話1の「戻る」ボタンを押下したとすると、管理機能25は、広告情報を伝送させたときの手数料の情報（＝この時点では広告表示によって手数料の一部又は全部を減らした金額の情報）を含む決済内容を携帯電話1に表示させるための情報を送信する（ステップS7）。

10

20

#### 【0021】

携帯電話1では、支払確認画面として、広告情報を伝送させたときの手数料の情報（例えば「手数料 0円」との表示）を含む決済内容が表示される（ステップS8）。ここで「支払い」を指示する入力が行われると（ステップS9）、必要に応じて支払いを行わせる金融機関を選択した後、金融機関4に対してバーコード情報を元にMPNの規定する決済情報（請求書を特定するキー情報、支払金額、モバイル決済センター2を介した支払い指示）に変換した情報とその支払いを求める指示情報とが送信される。金融機関4は、MPN5を介してモバイル決済センター2に対して支払情報を送信する（ステップS10）。支払情報を受信した管理機能25は、その支払情報に基づいて支払情報データベース21を参照するなどして、収納企業6に対して支払情報を送信する（ステップS11）。また、金融機関4からは、収納金情報（電子化された消込情報等）が収納企業6に対して送信される（ステップS12）。また、管理機能25は、その請求について、広告料が発生していた場合には広告料の発生情報を広告主企業3に対して送信する（ステップS13）。広告主企業3は、広告料（例えば「80円」）の電子化情報をモバイル決済センター2へ送信し（ステップS14）。管理機能25は、センター料（モバイル決済センター2の手数料）（例えば「15円」）を差し引き（ステップS15）、差し引いた金額を収納手数料として金融機関4へ送信する（ステップS16）。

30

#### 【0022】

なお、ステップS10～S16の決済処理は、請求処理単位で行ってもよいし、一定の期間や一定の件数毎にまとめて行うようにしてもよい。また、ステップS4及びステップS5において、広告情報の伝送を拒否する旨の選択情報（「no」）が入力された場合には、管理機能25は、請求額に手数料を加算した金額についての決済処理を行う。

40

#### 【0023】

以上のように図1の決済管理システムの実施の形態では、広告情報の伝送を許可した場合には、広告主企業3が提供する広告情報を携帯電話1に伝送することで、その代わりとして、広告主企業3による手数料の代理決済が行われることになる。

#### 【0024】

次に、図2を参照して、図1の実施の形態におけるステップS1（請求書情報の登録）からステップS8（支払い確認画面の表示）までの構成・処理の一具体例について説明する。なお、図2～図6において、図1に示す構成と同一又は対応する構成には同一の参照

50

符号を用いている。

【0025】

図2に示す例は、広告情報を、広告主企業3が管理する広告情報サイトから携帯電話1に対して提供する場合である。図2の例では、バーコード情報の登録(ステップS21(=図1のステップS1に対応))によって支払情報データベース21に、バーコードの情報、収納企業の識別情報、収納金額(請求金額)、手数料、お知らせ表示(「ON」で表示有り、「OFF」で表示なし)の各情報が登録される(レコードR11)。次に、確認画面表示が指示され(ステップS22(=図1のステップS2に対応))、携帯電話1において支払確認画面D11が表示される。支払確認画面D11には、支払先企業名、請求金額、モバイル支払い管理センター2を介して支払う場合の手数料の額、選択情報を入力するための情報(「お知らせを見る/見ない」)が表示される。この場合、選択情報を入力するための情報は、リンク情報を伴っており、「お知らせを見る」は広告主企業3の広告情報データベース31内の所定の広告情報のURL、「お知らせを見ない」は広告情報を見ずに金融機関4を選択するための表示画面D14を指定する情報が関連づけられている。

【0026】

画面D11で「お知らせを見る」が選択された場合、画面D12が表示される(ステップS23)。ここで、外部サイトへの接続可否の確認が行われ、「確認」ボタンが選択されると、支払情報データベース21の該当するレコードR11の手数料とお知らせ表示の内容が更新される(手数料が「80円」から「0円」に、お知らせ表示が「ON」から「OFF」に更新される)(ステップS24)。また、画面D12で「確認」ボタンが選択されると、携帯電話1のブラウザ機能のキャッシュがクリアされた後(ステップS25)、広告情報31内のその広告URLで指定される広告情報が参照される(ステップS26)。

【0027】

ここで携帯電話1において、「戻る」ボタンが押されると、画面D12が再び表示され(ステップS27)、さらに「戻る」ボタンが押されると、支払情報データベース21を参照して支払い確認画面D13が表示される(ステップS28)。この画面D13を表示する際には、支払情報データベース21の該当レコードR11の手数料とお知らせ表示の内容が更新されているので、手数料が「0円」として表示されるとともに、「お知らせを見る/見ない」の表示に代えて「支払い」処理を行うためのボタンが表示される。ここで、「支払い」が押下されると、画面D14が表示され、金融機関4の選択が行われる。以降の処理は図1を参照して説明したものと同様に行われる。

【0028】

次に、図3を参照して、図1の実施の形態におけるステップS1(請求書情報の登録)からステップS8(支払い確認画面の表示)までの他の具体例について説明する。図3に示す具体例は、広告情報を伝送させる際に、モバイル決済センター2が、自装置内に保存されている広告情報を携帯電話1で閲覧させるものである。すなわち、広告主企業3が持っている広告のデータを、モバイル決済センター2に送信・登録して、広告情報データベース22に記憶しておく。そして、広告を見せる場合には、モバイル決済センター2の広告情報データベース22に記憶されたデータを送信して閲覧させる。図3の例では、モバイル決済センター2のサイトを利用している際に、他のサイトに遷移しなくてもすむ点が、図2の方法とは異なっている。

【0029】

なお、モバイル決済センター2から送信する広告は、広告主企業3から広告データを受け取った時点で所定の画像ファイル形式のデータにして記憶しておき、これを閲覧させる。この所定形式のデータの中に、企業のサイトにアクセスするためのURLをリンクボタンとして設定しておくようにしてもよい。

【0030】

なお、図3のステップS31、S32、S33、S34、S35と、図2のステップS

10

20

30

40

50

21、S22、S23、S24、S28が対応する処理である。図3のステップS33で遷移した画面D22には、広告情報データベース22内の画像データD22aが表示される。

#### 【0031】

次に、図4を参照して、図1の実施の形態におけるステップS1(請求書情報の登録)からステップS8(支払い確認画面の表示)までの他の具体例について説明する。図4に示す具体例は、携帯電話1にて広告情報の伝送を可とする旨の選択情報が入力される際に、携帯電話1から広告主企業3などの所定のアドレス宛に本文が空文の電子メールを送信し、広告情報を伝送が、その携帯電話1から所定のアドレス宛に送信された電子メールに設定されているアドレスを宛先として送信される電子メールを用いて行われるものである。図4に示す例では、図1のステップS4で<広告を見る>を選択されたる場合に対応する、画面D31で「空メールを送る」が選択された場合に、本文が空文の空メールが携帯電話1から広告主企業3に送信されることによって、その送信元のメールアドレスを利用して、広告主企業3から携帯電話1に対し、広告のメールを送信することで広告情報が伝送される。

10

#### 【0032】

図4に示す例では、バーコード情報の登録(ステップS41(=図1のステップS1に対応))によって支払情報データベース21に、バーコードの情報、収納企業の識別情報、収納金額(請求金額)、手数料、空メール表示(「ON」で空メール未送信、「OFF」で空メール送信済み)の各情報が登録される(レコードR11b)。次に、確認画面表示が指示され(ステップS42(=図1のステップS2に対応))、携帯電話1において支払確認画面D31が表示される。支払確認画面D31には、支払先企業名、請求金額、モバイル支払いセンター2を介して支払う場合の手数料の額、選択情報を入力するための情報(「空メールを送る/送らない」)が表示される。この場合、選択情報を入力するための情報は、リンク情報を伴っており、「空メールを送る」は広告主企業3への送信先電子メールアドレス(この例では「abc@...jp」)、「空メールを送らない」は広告情報を見ずに金融機関4を選択するための表示画面D35を指定する情報が関連づけられている。

20

#### 【0033】

画面D31で「空メールを送る」が選択された場合、画面D32が表示される(ステップS43)。ここで、広告主企業3への空メールの送信の可否の確認が行われ、「確認」ボタンが選択されると、支払情報データベース21の該当するレコードR11bの手数料と空メール表示の内容が更新される(手数料が「80円」から「0円」に、空メール表示が「ON」から「OFF」に更新される)(ステップS44)。また、画面D32で「確認」ボタンが選択されると、メール機能が起動され、電子メールの送信画面D33が表示される(ステップS45)。ここで、「送信」ボタンが押されると、表示された電子メールが送信される(ステップS46)。また、電子メール送信後に、「戻る」ボタンが押されると、支払情報データベース21を参照して支払い確認画面D34が表示される(ステップS47)。この画面D34を表示する際には、支払情報データベース21の該当レコードR11bの手数料と空メール表示の内容が更新されているので、手数料が「0円」として表示されるとともに、「空メールを送る/送らない」の表示に代えて「支払いへ」処理を行うためのボタンが表示される。ここで、「支払いへ」が押下されると、画面D35が表示され、金融機関4の選択が行われる。

30

#### 【0034】

一方、ステップS46で空メールを受け取った広告主企業3は、メール送受信機能32で、受信メールに設定されているアドレスを送信先アドレスとして、広告情報データベース31内に格納されている企業広告や商品等のクーポンなどを含む企業メールを送信する(ステップS48)。この電子メールが携帯電話1で受信され、広告情報が伝送されることになる。

40

#### 【0035】

50

次に、図5を参照して、図1の実施の形態におけるステップS1（請求書情報の登録）からステップS8（支払い確認画面の表示）までのさらに他の具体例について説明する。図5に示す例は、図4において空メールの送信先を広告主企業3としていたものを、モバイル決済センター2の所定の電子メールアドレス宛に送るようとしたものである。そして、モバイル決済センター2からその空メールのアドレス宛に支払結果の情報と、広告主企業3から予めモバイル決済センター2の広告情報データベース22内に登録されていた広告情報とを含む電子メールを送るようにしたものである。

#### 【0036】

図5に示す例では、バーコード情報の登録（ステップS51（=図1のステップS1に対応））によって支払情報データベース21に、バーコードの情報、収納企業の識別情報、収納金額（請求金額）、手数料、空メール表示（「ON」で空メール未送信、「OFF」で空メール送信済み）の各情報が登録される（レコードR11b）。次に、確認画面表示が指示され（ステップS52（=図1のステップS2に対応））、携帯電話1において支払確認画面D41が表示される。支払確認画面D41には、支払先企業名、請求金額、モバイル支払い管理センター2を介して支払う場合の手数料の額、選択情報を入力するための情報（「空メールを送る／送らない」の選択ボタン及び「確認」ボタン）が表示される。

10

#### 【0037】

画面D41で「空メールを送る」が選択された状態で「確認」ボタンが押されると、支払情報データベース21の該当するレコードR11bの手数料と空メール表示の内容が更新される（手数料が「80円」から「0円」に、空メール表示が「ON」から「OFF」に更新される）（ステップS53）。また、メール機能が起動され、電子メールの送信画面D42が表示される（ステップS54）。ここで、「送信」ボタンが押されると、表示された電子メールが送信される（ステップS55）。

20

#### 【0038】

画面D42で電子メール送信後に「戻る」ボタンが押されると、支払情報データベース21を参照して支払い確認画面D43が表示される（ステップS56）。この画面D43を表示する際には、支払情報データベース21の該当レコードR11bの手数料と空メール表示の内容が更新されているので、手数料が「0円」として表示されるとともに、「空メールを送る／送らない」の表示に代えて「支払いへ」処理を行うためのボタンが表示される。ここで、「支払いへ」が押下されると、画面D44が表示され、金融機関4の選択が行われる。

30

#### 【0039】

一方、ステップS55で空メールを受け取った管理機能25（たしかこでは管理機能25がメール送受信機能25aを含むものとする）は、メール送受信機能25aで、受信メールに設定されているアドレスを送信先アドレスとして、広告情報データベース22内に格納されている企業広告や商品等のクーポンなどを含むとともに、支払結果の確認情報を含む電子メールを送信する（ステップS57）。この電子メールが携帯電話1で受信され、広告情報が伝送されることになる。

40

#### 【0040】

次に、図6を参照して、図4及び図5を参照して説明した具体例の変形例について説明する。図6の具体例では、携帯電話1から所定のアドレス宛に送信された電子メールに設定されているアドレスを予め登録しておき（会員登録しておき）、そのアドレスを宛先として送信される電子メールによって広告情報の伝送が行われるものである。

#### 【0041】

図6の例では、モバイル決済センター2における会員登録用の初期画面のURLを示す2次元バーコード8を携帯電話1で読み込み、携帯電話1からそのURLへアクセスする（ステップS61）。モバイル決済センター2は、会員登録画面表示を指示し（ステップS62）、携帯電話1では、会員登録用の空メールの送信の指示及びモバイル決済センター2あるいは広告主企業3からの電子メールの着信を許可する設定をするように促す表示

50

を行う画面D51が表示される。利用者は、会員登録を行う場合には「空メールを送る」を選択した状態で「確認」ボタンを押下する。ここでメール機能が起動する(ステップS63)。モバイル決済センター2を宛先とする送信メールの内容が表示された画面(D52)で「送信」ボタンが選択されると、電子メールが送信される(ステップS64)。

#### 【0042】

モバイル決済センター2は、受信したメールのアドレスに会員登録用のサイトのURLを含む電子メール(D53)を送信する(ステップS65)。ここで、携帯電話1で会員登録用のサイトのURLが選択されると、その会員登録用のサイトへのアクセスが行われる(ステップS66)。ここで、モバイル決済センター2内の会員情報を管理するためのデータベース26において、携帯識別情報、会員ID、電子メールアドレス等を各会員ID毎に記憶するレコードが作成される。以降、会員データベース26に登録されている携帯識別情報で識別される携帯電話1からの支払依頼に対しては、登録されている電子メールアドレスに広告情報を伝送することが選択されたものとして、空メールの送信などを省略して広告情報を含む電子メールの送信と決算処理が行われる。

#### 【0043】

この具体例によれば、会員登録の際、サイト側から利用者の携帯電話1に電子メールを送り、着信拒否を解除した状態で登録させることができるので、より確実に広告メールを送ることができる。

#### 【0044】

なお、上記の実施の形態において、例えば請求書7の請求金額をランクで示した情報を広告情報を指定するURLの後ろにつけてアクセスさせるようにしてもよい。このとき、URLには、例えば「WWW.aaaaaaaa/?rank=b」等のように、「?」の記号の後ろに、金額のランク情報を付しておき、サーバ側でこれを認識し、このランクに応じた広告を選択して送信するようにしてもよい。このとき、サーバ側には、広告をランク情報に対応付けて記憶しておき、これを参照して広告を選択する構成などを用意することができる。この場合、支払金額をもとに、利用者が購入しそうな(興味をひきそうな)広告を選択して送信することができる。

#### 【0045】

なお、上記構成では、「モバイル支払管理」の画面D11などにおいて、「お知らせを見る」、「お知らせを見ない」の選択肢を一度表示し、利用者に選択してもらい、このページを携帯電話1内にキャッシュしていない状態で次のサイトのページに遷移するようしている。これは、利用者が携帯電話1の画面上の「戻る」ボタンを押し、「モバイル支払管理」の画面に戻った際に、再度「お知らせを見る」、「お知らせを見ない」の選択肢を表示させないようにするものである(すなわちキャッシュされていないので、サーバ側から再度画面の情報を送信することになる)。従って、「お知らせを見る」、「お知らせを見ない」の選択肢を選択する画面を表示し、利用者によって選択された時は、このフラグをOFFにすることで、仮に「戻る」ボタンで画面を戻したとしても、再選択をしなくてすむことになる。

#### 【0046】

なお、請求書7を特定するための請求書7に記される情報コードとしては、バーコード、二次元バーコードなどのほか、文字や数字を組み合わせた情報を読み取るようにすることなども可能である。

また、上述した実施形態において、決済手段としてはMPNを介してだけではなく、電子マネーやクレジットカードを用いてもよい。

#### 【符号の説明】

#### 【0047】

1...携帯電話(携帯端末装置)、2...モバイル決済センター(サーバ装置、決算管理装置)、3...広告主企業のサーバ装置、4...金融機関のサーバ装置、5...MPN(マルチペイメントネットワーク)、6...収納企業のサーバ装置、7...請求書、71...バーコード(情報コード)、21...支払情報データベース、22...広告情報データベース、23...請求

10

20

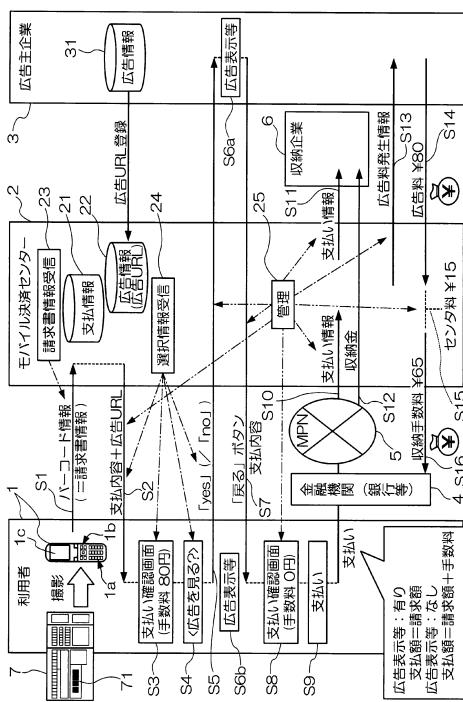
30

40

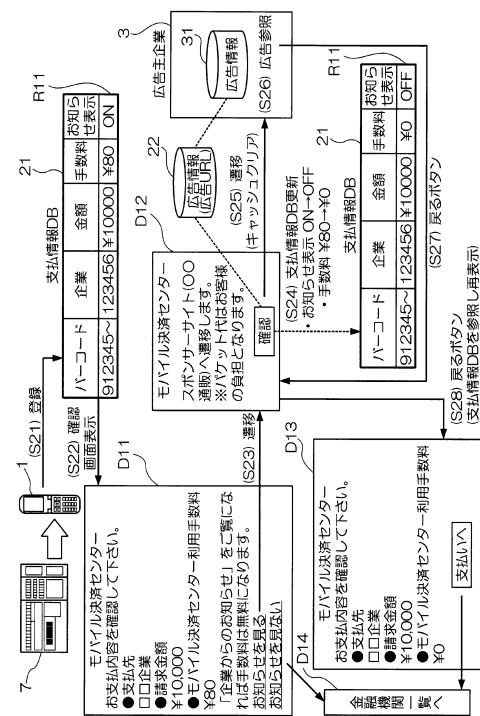
50

書情報受信機能、24...選択情報受信機能、25...管理機能、25a...メール送受信機能、26...会員情報データベース、31...広告情報データベース

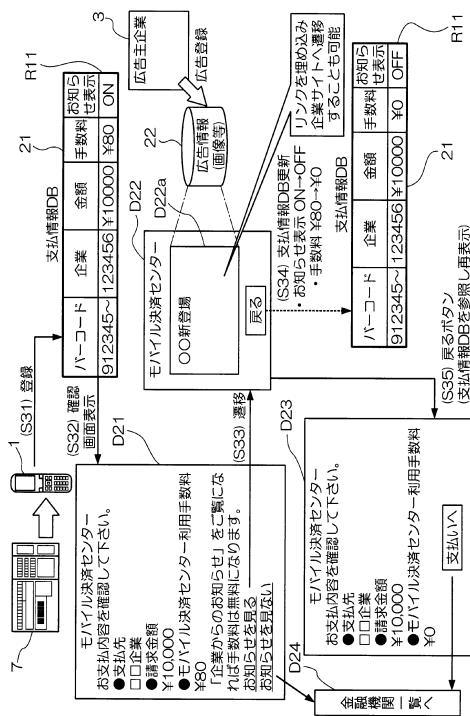
【図1】



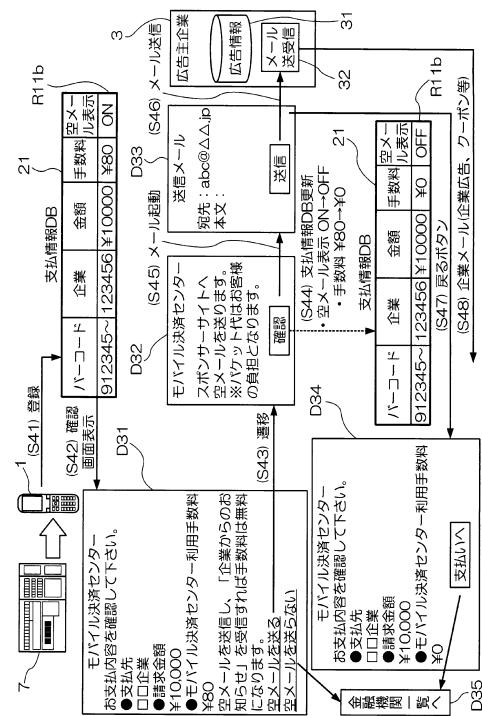
【図2】



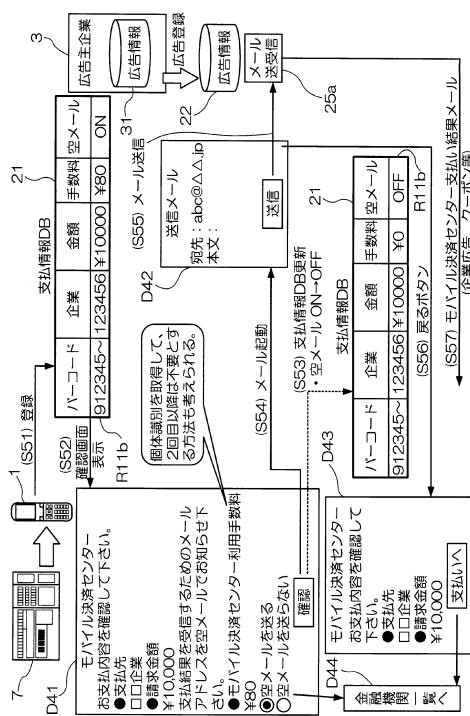
【図3】



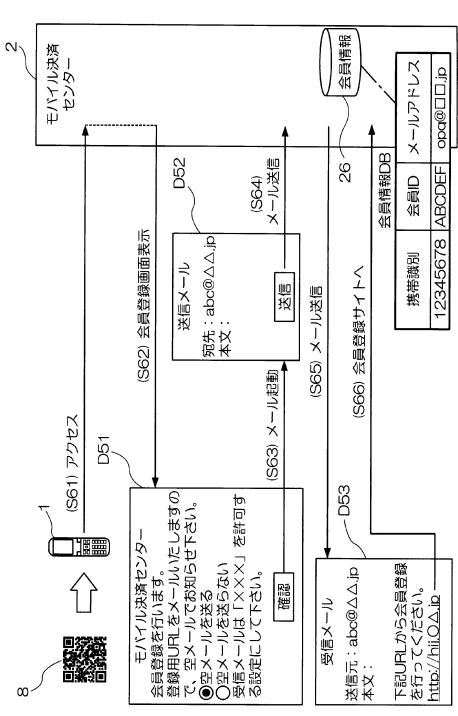
【図4】



【図5】



【図6】



---

フロントページの続き

審査官 青柳 光代

(56)参考文献 特開2005-085203(JP, A)

特開2006-350731(JP, A)

特開2003-157219(JP, A)

米国特許出願公開第2005/0010474(US, A1)

多彩な決済ソリューションを積極展開するNTTデータの取組み, BUSINESS COMMUNICATION, 2007年 5月 1日, 第44巻 第5号, P.48-49

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00 - 50/34